

春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 <u>特別職の職員が、公務のため市外に出張したときは、費用弁償として、旅費を支給する。</u>	(費用弁償) 第4条 <u>別表第1に掲げる特別職の職員には、招集に応じ職務を行うために要する費用弁償として、日額1,500円を支給する。</u>
2 (略)	2 特別職の職員が、公務のため市外に出張したときは、費用弁償として、旅費を支給する。
3 (略)	3 (略)
4 別表第1に掲げる特別職の職員のうち、市の区域外に住所を有するもので規則で定める者については、第1項に規定するもののほか、その職務を行うための移動に要した費用の相当額を費用弁償として支給する。	4 (略)
5 前項の規定により支給する費用の相当額は、1日につき1,500円を限度とし、その額の算出は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法その他規則で定める基準に従い決定する。	
6 別表第2に掲げる特別職の職員には、 <u>第1項</u> に規定するもののほか、その職務を行うために要した費用の相当額を弁償することができる。	5 別表第2に掲げる特別職の職員には、 <u>第2項</u> に規定するもののほか、その職務を行うために要した費用の相当額を弁償することができる。

別表第 1 （第 1 条関係）

職名	報酬		
	(略)	(略)	(略)
選挙管理委員会委員	地方自治	日額	<u>5,200</u>
	法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により臨時に補充された選挙管理委員		<u>円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
国民健康保険運営協議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
市立病院運営委員会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
都市計画審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
土地区画整理審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
土地区画整理評価員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
社会教育委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
公民館運営審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
文化財保護審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
市立図書館協議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
体育指導委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
スポーツ振興審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
商工振興委員会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
特別職報酬等審議会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>
公務災害補償等認定委員会委員		日額	<u>5,200</u>
			<u>円</u>

別表第 1 （第 1 条関係）

職名	報酬		
	(略)	(略)	(略)
選挙管理委員会委員	地方自治	日額	<u>6,700</u>
	法（昭和22年法律第67号）第189条第3項の規定により臨時に補充された選挙管理委員		<u>円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
国民健康保険運営協議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
市立病院運営委員会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
都市計画審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
土地区画整理審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
土地区画整理評価員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
社会教育委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
公民館運営審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
文化財保護審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
市立図書館協議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
体育指導委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
スポーツ振興審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
商工振興委員会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
特別職報酬等審議会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>
公務災害補償等認定委員会委員		日額	<u>6,700</u>
			<u>円</u>

公務災害補償等審査会委員		日額	5,200 円
民生委員推薦会委員		日額	5,200 円
春日部市勤労者会館運営委員会委員		日額	5,200 円
住居表示審議会委員		日額	5,200 円
小・中学校学区審議会委員		日額	5,200 円
農業振興審議会委員		日額	5,200 円
防災会議委員		日額	5,200 円
青少年健全育成審議会委員		日額	5,200 円
予防接種健康被害調査委員会委員		日額	5,200 円
消防賞じゅつ金等審査委員会委員		日額	5,200 円
自転車対策協議会委員		日額	5,200 円
ごみ減量化・資源化等推進審議会委員		日額	5,200 円
都市景観審議会委員		日額	5,200 円
環境審議会委員		日額	5,200 円
水道事業運営審議会委員		日額	5,200 円
建築審査会委員		日額	5,200 円
建築審査会専門調査員		日額	5,200 円
情報公開・個人情報保護審議会委員		日額	5,200 円
高齢者保健福祉計画等推進審議会委員		日額	5,200 円
男女共同参画推進審議会委員		日額	5,200 円

公務災害補償等審査会委員		日額	6,700 円
民生委員推薦会委員		日額	6,700 円
春日部市勤労者会館運営委員会委員		日額	6,700 円
住居表示審議会委員		日額	6,700 円
小・中学校学区審議会委員		日額	6,700 円
農業振興審議会委員		日額	6,700 円
防災会議委員		日額	6,700 円
青少年健全育成審議会委員		日額	6,700 円
予防接種健康被害調査委員会委員		日額	6,700 円
名誉市民審議会委員		日額	6,700 円
消防賞じゅつ金等審査委員会委員		日額	6,700 円
自転車対策協議会委員		日額	6,700 円
ごみ減量化・資源化等推進審議会委員		日額	6,700 円
都市景観審議会委員		日額	6,700 円
環境審議会委員		日額	6,700 円
水道事業運営審議会委員		日額	6,700 円
建築審査会委員		日額	6,700 円
建築審査会専門調査員		日額	6,700 円
情報公開・個人情報保護審議会委員		日額	6,700 円
高齢者保健福祉計画等推進審議会委員		日額	6,700 円
男女共同参画推進審議会委員		日額	6,700 円

児童福祉審議会委員		日額	5,200 円
老人ホーム入所判定委員会委員		日額	5,200 円
学校給食センター運営委員会委員		日額	5,200 円
市史編さん委員		日額	5,200 円
学校医等公務災害補償認定委員会委員		日額	5,200 円
総合振興計画審議会委員		日額	5,200 円
行政改革審議会委員		日額	5,200 円
地域包括支援センター運営等協議会委員		日額	5,200 円
国民保護協議会委員		日額	5,200 円
下水道事業審議会委員		日額	5,200 円
開発審査会委員		日額	5,200 円
防犯のまちづくり推進協議会委員		日額	5,200 円
市民参加推進審議会委員		日額	5,200 円

別表第2（第1条関係）

職名	報酬
生活保護世帯就労支援員	日額 7,700 円
生活保護面接相談員	日額 7,700 円

児童福祉審議会委員		日額	6,700 円
地域審議会委員		日額	6,700 円
老人ホーム入所判定委員会委員		日額	6,700 円
学校給食センター運営委員会委員		日額	6,700 円
市史編さん委員		日額	6,700 円
学校医等公務災害補償認定委員会委員		日額	6,700 円
総合振興計画審議会委員		日額	6,700 円
行政改革審議会委員		日額	6,700 円
地域包括支援センター運営等協議会委員		日額	6,700 円
国民保護協議会委員		日額	6,700 円
下水道事業審議会委員		日額	6,700 円
開発審査会委員		日額	6,700 円
防犯のまちづくり推進協議会委員		日額	6,700 円
市民参加推進審議会委員		日額	6,700 円
健（検）診等嘱託医		日額	35,400 円

別表第2（第1条関係）

職名	報酬
生活保護世帯就労支援員	日額 7,700 円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。